

# 姫路の飲食店等への誘客促進デジタルプロモーション業務仕様書

## 1 業務名

姫路の飲食店等への誘客促進デジタルプロモーション業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

姫路市は、国宝・世界遺産姫路城をはじめとする歴史文化資源だけでなく、南部は瀬戸内海、北部は中国山地に面した市域の中で、食や自然、体験コンテンツも豊富に有している。主要都市からのアクセスも良い反面、市内での滞在時間、消費額の少ないいわゆる通過型観光が多いことが課題となってきた。

姫路市は、播磨灘の魚介類や菓子、日本酒を始めとした豊富な食資源を有しており、食は旅行者の旅行動機・目的の重要な要素となっているため、姫路の食材・グルメをデジタルプロモーションし、実際に姫路への来訪へつなげることを目的とし、「姫路の飲食店等への誘客促進デジタルプロモーション業務」を実施する。

## 3 実施主体、提案上限額、契約期間、スケジュール

- (1) 実施主体 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「当ビューロー」という。）
- (2) 提案上限額 9,500千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約期間 契約日 ～ 令和5年3月24日（金）
- (4) スケジュール

令和4年6月中旬	契約締結・業務開始
令和4年7月下旬～令和4年9月	夏の食材・グルメ情報発信
令和4年12月～令和5年2月	冬の食材・グルメ情報発信
令和5年3月24日	効果検証報告書 提出・契約終了

## 4 業務内容

夏及び冬時期を中心とした姫路の食材・グルメ及び、その食材・グルメを取扱う姫路市内飲食店等を紹介するデジタルプロモーションを実施し、姫路への来訪者数の増加、消費額の増加を目指す。実施に当たっては、姫路の魅力的な食材・グルメのブランドイメージの拡散・定着化と、実際に姫路市内への送客につながる要素を取り入れること。また本業務の効果検証を行うこと。なお業務の実施に当たっては、当ビューローと協議の上、実施すること。

- (1) 業務の企画・運営
- (2) 掲載食材・グルメ、掲載店舗の取材・写真撮影・画像収集、画像の使用許諾確認
- (3) 掲載内容の掲載店舗等への確認作業
- (4) デジタルプロモーションの具体策
- (5) 効果検証報告書の作成

### (共通)

- ・姫路市の食材・グルメについて基礎的な知見を有し、文章表現、デジタルコン

テンツ制作についても知見を有する担当者を起用すること。

- ・写真、イラスト等デジタルプロモーションに必要な資料等は、受託者において入手することとする。ただし、季節等の関係で入手不可能な写真については協議の上、当ビューローが所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。
- ・各掲載内容の掲載許可、内容の最終確認は、受託者が掲載施設、主催者等へ直接確認を行うこと。
- ・当ビューローWEB サイト「ひめのみち」のグルメページ (<https://himeji-kanko.jp/gourmet>) 等と連動する取り組みについても提案すること。

#### (業務の企画・運営)

- ・対象エリアは関西を中心とし、企画内容（姫路の食材・グルメ等）が訴求するであろうセグメンテーションやターゲティングを明確にして提案すること。
- ・上記セグメンテーション・ターゲティングを踏まえ、適切なデジタル広告媒体、見せ方（動画や写真、記事などの制作）を行うこと。
- ・本業務の実施においては、データに基づく目標を設定し、業務期間を区切って、PDCA サイクルを回し、広告の効果を検証しつつ運用すること。
- ・単なる広告配信にとどまらず、姫路の魅力的な食材・グルメを具体的に取り上げ、それらの食材・グルメを取扱う姫路市内の飲食店等を紹介及び送客し、実際の消費へつながるような要素（例：予約機能や来店特典等）を盛り込むこと。

#### (掲載食材・グルメ、掲載店舗の取材・写真撮影・画像収集、画像の使用許諾確認)

- ・特集する食材・グルメについて取材、写真等の収集を行い、来訪したいと思わせる内容とすること。
- ・特集する食材・グルメを飲食・購入できる、掲載可能な市内店舗を募り、その店舗への来訪を促す内容とすること。

#### (掲載内容の掲載店舗等への確認作業)

- ・校正・校閲を2回以上実施すること。原稿の校正は、受託者の責任において校了とすること。
- ・掲載店舗等への確認作業は、掲載店舗等に負担とならないよう十分に配慮すること。

#### (デジタルプロモーションの具体策)

- ・グルメサイト等を活用し、姫路の食材・グルメ、およびその食材・グルメを取扱う姫路市内飲食店等を紹介すること。
- ・単なる広告配信にとどまらず、姫路の魅力的な食材・グルメを具体的に取り上げ、それらの食材・グルメを取扱う姫路市内の飲食店等を紹介及び送客し、実際の消費へつながるような要素（例：予約機能や来店特典等）を盛り込むこと。
- ・夏（7月～9月）及び冬（12月～2月）期間を中心に、市内飲食店等への送客につながる広告媒体、手段にて実施すること。
- ・提案する媒体について、他広告媒体との違いや優位性等選択した理由を説明すること。
- ・広告については、広告が「人」に対して表示されているか、広告が適切なサイト・コンテンツに表示されているかなど、不正広告に十分に対策を取り、また当ビューローへの透明性の確保に努めること。

#### (効果検証報告書の作成)

- ・実施したプロモーションについて、効果を検証し報告すること。
- ・検証に当たっては、広告・WEBサイトの閲覧件数に加え、店舗の予約数や来店者数など実際に消費へ繋がった効果を検証できる項目も設定すること。

#### 5 納品物

- ・制作時に撮影した写真や動画（当ビューローにて2次利用、3次利用が可能なこと）
- ・事業報告および効果検証報告書（電子データ）

#### 6 制作物に関する権利の帰属

- (1) 制作される成果物の著作権、所有権等（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）に関する一切の権利は、受託者が従前から有している権利を除き、原則当ビューローに帰属する。
- (2) 当ビューローが提供する画像を除き、本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

#### 7 受託者の義務

受託者は、個人情報のもとより業務上知りえた情報を第三者に漏えい、開示してはならない。また、本業務履行以外の目的に使用してはならない。これらは本契約終了後も同様とする。

#### 8 その他留意事項

- (1) 取材施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、出演者（モデル等）の手配、出演者（モデル等）への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費、出演者（モデル等）手配費用等）はすべて見積りに含めること。
- (2) 受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当ビューローの承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (3) 本件は受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて当ビューローと受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (4) 業務の目的達成のため、当ビューローの指示により仕様書の内容の追加及び変更を行う場合がある。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については当ビューローと受託者とが協議して定めるものとする。